

富士市パブリック・コメント制度実施要綱

平成 15 年 6 月 11 日告示第 122 号

改正

平成 17 年 6 月 1 日告示第 104 号

平成 21 年 3 月 26 日告示第 32 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関して必要な事項を定めることにより、政策形成過程への市民参画の機会を保障し、併せて市民への説明責任の徹底と行政運営の透明性を確保し、もって公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「パブリック・コメント制度」とは、市の基本的な政策、条例等の策定案を公表し、広く意見及び提言（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、提出された意見等を考慮して意思決定を行う一連の手續に関する制度をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(対象)

第 3 条 パブリック・コメント制度の対象となる市の基本的な政策、条例等（以下「政策等」という。）の策定とは、次に掲げるものとする。

- (1) 市の総合的な構想及び計画又は個別行政分野における基本的な計画及び方針の策定又は変更
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等（市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有するものその他パブリック・コメント制度の対象となる事案について利害関係を有するものをいう。）に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (4) 市民生活又は事業活動に直接又は重大な影響を与える条例、規則、行政指導の指針等の制定又は改廃
- (5) 大規模な公共事業及び主要な公共施設の基本計画の策定又は変更
- (6) 市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言の制定又は改廃

(対象の適用除外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その理由を第 6 条第 1 項に規定する方法で公表することによってパブリック・コメント制度を適用しないこととすることができる。この場合において、第 1 号の規定に該当するためパブリック・コメント制度を実施しない場合は、政策等の実施後に意見を聴くよう努めるものとする。

- (1) 特に緊急を要すると認められる場合
- (2) 軽微な変更であると認められる場合
- (3) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合
- (4) この要綱に定める手續と類似した意見聴取手續が法令等により定められていて、当該手續に従い、政策等の策定を行う場合

(5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定により直接請求された条例の制定案又は改廃案を議会に提出する場合

（策定案及び資料の公表）

第 5 条 実施機関は、政策等の策定を行おうとするときは、あらかじめ当該政策等の策定案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の策定案を公表するときは、次に掲げる資料を公表するとともに、当該資料の内容が容易に理解されるよう図表、注釈等を加えるなど、表現方法等を工夫するよう努めなければならない。

(1) 当該政策等の策定案を作成した趣旨、目的又は背景

(2) 当該政策等の策定案を附属機関等における審議に付した場合にあっては、答申等の概要

(3) その他関連する資料

（公表の方法）

第 6 条 前条に規定する公表は、市役所及び実施機関が指定した場所で前条第 2 項各号に掲げる資料を配布し、併せて市の広報紙、ウェブサイト等に掲載することにより行うものとする。

2 前項により公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限その他意見等の提出に関し必要な事項を提示するものとする。

3 実施機関は、意見等を提出するために必要な期間として、公表の日から原則として 1 か月以上の提出期間を設けるものとする。

4 実施機関は、障害者、寝たきり老人等が政策等の策定案の内容について説明又は意見等の提出を希望する場合は、当該希望に応えることができるよう必要な配慮をするものとする。

（予告）

第 7 条 実施機関は、第 5 条に規定する政策等の策定案及び同条第 2 項に規定する資料を公表する前に、次に掲げる事項を広報紙及びウェブサイトへの掲載等により、当該パブリック・コメント制度の実施を予告するものとする。

(1) 政策等の策定案の名称

(2) 政策等の策定案に対する意見等を募集する予定時期

(3) 政策等の策定案の入手方法

（提出権者）

第 8 条 何人も、この要綱の定めるところにより、実施機関に対し、政策等の策定に係る意見等を提出することができる。

（意見等の提出）

第 9 条 意見等の提出をしようとするものは、住所、氏名、電話番号等を明示しなければならない。

2 意見等の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は実施機関が指定する場所への書面の提出によるものとする。

（意見等の取扱い）

第 10 条 実施機関は、政策等を策定する際には前条の規定により提出された意見等を考慮して意思決定を行わなければならない。この場合において、前条の規定により提出された意見等のうち前条第 1 項に規定する要件を欠くものであっても、その内容が適当と認められるものについては、意見等として取り

扱うことができる。

- 2 実施機関は、提出された意見等の概要及びそれに対する市の考え方並びに政策等の策定案を修正したときはその修正内容及び理由を、第6条第1項に規定する方法により公表するものとする。ただし、提出された意見等の中に富士市情報公開条例(平成14年富士市条例第30号)第7条各号に掲げる非公開情報に該当するおそれのある情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 3 実施機関は、前項の規定による公表をするとともに、意見等を提出したものに対し、市の考え方等を意見等に対する市の考え方等通知書(別記様式)により通知しなければならない。ただし、政策等の策定案に対する意見等が大量に提出された場合にあっては、この限りでない。

(一覧表の作成等)

第11条 市長は、パブリック・コメント制度を行っている案件並びにパブリック・コメント制度の適用除外となった案件及びその理由を示した一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に立案過程にある政策等でパブリック・コメント制度に準じた手続を経たものについては、この要綱の規定は、適用しない。

附 則(平成17年6月1日告示第104号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(平成21年3月26日告示第32号)

この要綱は、公示の日から施行する。

意見等に対する市の考え方等通知書

様

実施機関



年 月 日付けで提出のあった意見等に対しての市の考え方等について、富士市パブリック・コメント制度実施要綱第10条第3項の規定により通知します。

意見等の内容	
意見等に対する市の考え方	
修正した場合の内容及び理由	